

70 陸軍で用いられた歯科嚢と齒科機械

下 総 高 次

明治三十九年、日露戦争の体験に基き、軍医学校の陣外科の一分科として口腔外科が加えられ、其の教育に東京帝国大学医科大学助教授の石原 久が依嘱された。明治四十年、軍医学校に初めて歯科専攻生徒を選定し、之を大病院に依嘱し石原 久講師の指導を受けしめた。明治四十一年六月一日、軍医学校診療部を開始し、学生実習のため齒科を含む外来診療を行った。明治四十二年一月、初めて二等軍医岡島 格口腔外科専任教官に任ぜられ、二月普通学生に、軍陣外科学、軍陣衛生学等と共に口腔外科が授けられた。明治四十二年二月制定「陸軍軍医学校教育細則」、教育要目、第十二条軍陣外科に、「……口腔外科ニ在リテハ、平戦時ニ於ケル齒牙疾患ニ関スル主要ノ学説ヲ講述シ、診断治療並ニ齒牙保存ニ関スル実習ヲ行フ」とある。

演者の手許に、「療具教程」[医第十九号、明治四十二年

二月発行。「療具用法」[医第五十号、明治四十三年五月発行。夫々陸軍検閱済、陸軍医務局長森 林太郎ニ検定の二冊がある。当該書に掲載されている医療器械のうち、

「歯科嚢」、「歯科器械」について報告する。

歯科嚢内容品(隊用)

一、手用旋盤器(一個)穿孔子ヲ廻転セシムルモノデ、前齒及臼齒ノ一部ニ用ヒル。

二、直角旋盤器「ライトアングル」(二個)手用旋盤器ニ依リ達シ難キ部位ニ用イラル。

三、穿孔子(二本)長短二種アリ。長キモノハ手用旋盤器ニ、短キモノハ直角旋盤器ニ装着シテ使用ス。長短兩種共ニ錐状穿孔子一、窩洞用穿孔子五アリ。

四、齒鏡(一個)患部ノ像ヲ映シ診療ヲ行フ。

五、剔子「エキスカベーター」(五本)齶蝕牙質ヲ剔去スルニ用ヒラルモノ。

六、探針(二本)齶蝕ノ程度・状態、齒髓ノ生死等ヲ探ルニ用フ。又綿線維ヲ纏絡シテ齒根内ノ拭淨、薬液挿入ノ用ニ充ツ。

七、充填子（二個）「グツタペルカ」又ハ「セメント」充填用。球端ニ終ルモノ扁平ナルモノトアル。八、齒鏡以下四種共用把柄（二本）。

九、抜髓針（六本）細針ニ多数ノ鈎ヲ刻ミタルモノニシテ、齒髓ヲ拔去スルニ用ヒラル。

十、鈎状針（二本）細針ノ端ニ鈎ヲ存スルモノニシテ、微小ナ牙質欠損等ヲ檢スルニ用フ。

十一、右二種共用把柄（一本）。

十二、齒用鑷子「ピンセット」（二個）齒牙動揺ノ有無・程度ヲ試ミ、根部ニ打診、綿球ニヨル拭去・消毒、薬液塗布等ニ用ヒラル。

齒科嚢は、以上の諸器械を洋銀製箱に入れ、更に茶褐色革製の嚢に納めたものである。

齒科器械内容品（病院用）

齒科嚢内容品と同じものに、更に次の品目加わる。

一、除石子（四本）齒石ヲ除去スルニ用ヒル。使用スベキ部位ニ応ジ四種ノ形態アリ。

二、充填子（二本）末端ノ膨大部ニ縦横ノ刻目ヲ備ヘタモノデ、「アマルガム」充填ニ用イラル。

三、セメント籠・練盤（各一個）。

四、根管充填針（二本）齒根管内ニ充填材ヲ圧入スルニ用ヒルモノ。

五、抜齒鉗子（五個）内一個ハ齒冠ノ切断用、他ノ四個ハ前齒・臼齒ノ抜齒用。

六、挺子（エレベーター）（四個）羊足状ノモノ、真直ノモノ、直角ニ曲レルモノ（対）ノ三種アリ。七、挺子共用把柄（一本）。

八、齒齦鉗（一個）。九、齒齦刀（一個）。

十、乾燥器（一個）齒牙窩洞ノ清掃ト乾燥。

十一、洗滌器（一個）創面、瘻孔等ノ洗滌。

齒科嚢及び齒科器械は、明治四十一年頃から陸軍の各軍団に導入され、日本齒科商社（明治二十九年創業）を通じて納入されたという。以上の諸器械は、齒牙を保存する目的のものと、抜齒用とに大別できる形式で整えられている。そして、四個の挺子を一本の共用把柄とし、齒鏡他四種の共用把柄、抜髓針、鈎状針（対）を共用把柄にするなど、簡易かつ携帯に便利な工夫が施されている。

（大垣女子短期大学）